

[様式第1号]

農業経営基盤強化促進法 賃貸委託申出書（出し手用）

令和 年 月 日

玉城町農地銀行会長 あて

住 所

氏 名 印

電話番号

下記の土地について、農地として賃貸したいので申し出ます。

記

1 賃貸を希望する農地

区分	所 在	地 番	現況 地目	面 積 ㎡	賃貸の場合		備 考
					希望する 賃貸料等 (円/10a)	希望する 賃貸期間	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

2 希望する事業

農業経営基盤強化促進事業

3 農地集積担当農業委員・推進委員氏名（ ）

〔様式第2号〕

農業経営基盤強化促進法 賃借委託申出書（受け手用）

令和 年 月 日

玉城町農地銀行会長 あて

住 所

氏 名 印

電話番号

農業経営の規模拡大を図りたいので、農地の賃借を申し出ます。
なお、その際の条件は下記のとおり、また農業経営の状況は農地基本台帳のとおりです。

記

1 賃借を受けようとする土地

農地面積 () m²

2 希望する賃借料等

賃借料 10 a 当たり () 円

3 希望する賃借期間及び作目

賃貸期間 () 年

作目名 ()

4 農業経営改善計画の認定の有無 有：認定番号 ()
無

5 その他参考事項

経営面積（耕作面積）		a	主な農機具の所有、家畜の飼育状況			
主な経営作目			種 類	数 量	種 類	数 量
農作業従事日数		日	トラクター			
農業従事者 (本人を含む世帯員)	農業専従者	人	田植え機			
	農業補助者	人	コンバイン			
雇用労働力	年間延日数	日	乾燥機			

6 農地集積担当農業委員・推進委員氏名 ()

1 各 筆 明 細

整 理 番 号					利用権の設定を受ける者の氏名及び住所（A）			氏 名 又は名称			住所					
					利用権を設定する者の氏名及び住所（B）			氏 名 又は名称			住所					
利用権を設定する土地（C）					設 定 す る 利 用 権（D）						利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係（E）	利用権を設定する土地の（B） 以外の権原者等（F）				備 考
所 在		地 番	現 況 地 目	面 積 ㎡	利用 権 の 種 類	内 容	始 期	存 続 期 間 （ 終 期 ）	借 賃	借 賃 の 支 払 方 法		住 所	氏 名 又 は 名 称	権 原 の 種 類	〔 同 意 印 〕	
大 字	字															

この計画に同意する。

利用権の設定を受ける者
住所（同上）氏名
印

利用権を設定する者
住所（同上）氏名
印

利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地のうち
所有権その他の使用収益権を有する者
住所（同上）氏名
印

2 共 通 事 項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1 の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をする事ができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1 の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法（昭和27年法律第229号）第22条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1 の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ町に協議した上、甲の承諾を受けなければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、現状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき町が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び町が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 契約の解除【農地所有適格法人以外の法人の場合】

甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には、貸借契約を解除するものとする。

(11) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び町が協議して定める。